

当センターは 「犯罪被害者等早期援助団体」です

当センターは、平成20年4月1日、千葉県公安委員会から、被害者支援を適正かつ確実に行うことができる営利を目的としない法人として、「犯罪被害者等早期援助団体」に指定されました。

被害に遭われた直後の被害者や遺族の方々の多くは、事件・事故のショックにより混乱状態に陥り、その後の日常生活にも支障が出てまいります。また、被害状況等を繰り返し説明することは精神的にも負担となります。

事件を取り扱った警察が、支援を必要と判断した場合には、被害者や遺族の方々の同意を得て、当センターに連絡をいただけるようになりました。

連絡を受けた当センターでは、必要な支援活動を行うため、被害者や遺族の方々に連絡をとらせていただきます。

なお、当センターの役職員には、守秘義務がありますので、ご安心下さい。(犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律)

相談・支援…

無料
秘密を守ります

月曜日～金曜日 祝日、年末年始を除く
午前10時～午後4時

相談電話番号

043-225-5450

性犯罪・性暴力被害の相談電話番号

043-222-9977

電話相談

カウンセリング
(要予約)

面接相談
(要予約)

付き添い

賛助会費・寄付のご案内

賛助会費 ■法人(団体) 1口 2万円
■個人 1口 2千円
寄 付 ■時期・金額を問いません

当センターの犯罪被害者支援活動は、皆様の愛と思いやりの賛助会費・寄付金等により運営されております。ご協力をお願い申し上げます。

まずは、事務局にご連絡ください。

「入会申込書」「寄付申込書」

「振込用紙(ゆうちょ銀行)」をお送りいたします。

事務局 TEL 043-225-5451

FAX 043-225-5453

E-mail info@chibacvs.gr.jp

会費・寄付金は、所得税法上の特定公益増進法人に対する寄付優遇措置の対象となります。

なお、当センターのホームページ上のWeb決済システムもご利用ください。



公益社団法人
千葉犯罪被害者支援センター

〒260-0013 千葉市中央区中央3-9-16
大樹生命千葉中央ビル7F

事務局 TEL 043-225-5451

FAX 043-225-5453

ホームページ <http://www.chibacvs.gr.jp>



このリーフレットは共同募金の助成により作成されています。

事件・事故に あわれた方へ

一人で悩まないで

わたしたちは
あなたを支援しています



千葉 Crime Victim Support

千葉県公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」
公益社団法人

千葉犯罪被害者支援センター

相談電話 043-225-5450

ごあいさつ

当センターは、犯罪や交通事故に遭われた被害者やそのご家族の方々が、再び、平穏な生活を取り戻すことが出来るよう、個々の事情に応じたきめ細かな支援を関係機関と連携して、継続的に行っている民間の団体です。

平成20年4月1日に千葉県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」に指定され、犯罪や交通事故に遭われた後の早い段階から被害者等の支援活動が出来るようになりました。

また、平成23年4月1日には千葉県知事から「公益社団法人」の認定を受けています。

さらに、刑法の一部改正の施行に合わせて、平成29年10月から、性暴力被害者の支援を強化するために、千葉県をはじめ関係機関と連携して「千葉県性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」を当センター内に開設いたしました。

犯罪被害者支援の目指すところは、被害者等が求める支援をいつでもどこでも提供できることであります。

被害者等の尊厳を守り、心情を理解し、心に寄り添った真に被害者のための被害者支援活動の充実を図って参る所存であります。

皆様には、犯罪被害者支援の重要性と必要性をご認識いただき、当センターの活動にご理解・ご協力を心よりお願い申し上げます。

公益社団法人 千葉犯罪被害者支援センター
理事長 大橋 靖史

役員紹介

理事長	大橋 靖史	大学教員
副理事長	高橋 一弥	弁護士
//	友田 直人	団体役員
専務理事	森本 志保	医師
理事	藤原 伸介	大学教員
//	橋本 正次	大学教員
//	磯邊 聡	大会社役員
//	安田 昌子	会社役員
//	田村 哲子	会社役員
//	岡嶋 祐子	被害者の会会員
//	澤田 美代子	被害者の会会員
//	合間 利	弁護士
//	岡田 英男	団体役員
監事	内海 文志	弁護士
//	黒田 忠正	税理士
顧問	千葉県知事	
//	千葉県警察本部長	

公益社団法人千葉犯罪被害者支援センターは、犯罪被害に対する専門的知識のある犯罪被害相談員が支援活動を行っています。

電話相談・面接相談



専門的な訓練を積んだ
相談員がご相談に
応じます。

カウンセリングの提供

カウンセリングを必要とする方に
カウンセリングをします。

公的手続きのお手伝い

犯罪被害者等給付金の申請補助や
行政手続きなどのお手伝いをします。

自助グループへの支援

同じような被害にあわれた被害者や家族・遺族の方に交流場所を提供したり、運営の手伝いをしています。

気持ちを共有したり表現できる場が被害者の回復の一助になります。



警察・検察庁 裁判所などへの付き添い

警察、検察庁、裁判所等に付き添います。
これらの場所で必要な各種手続きのお手伝いをします。



被害者支援活動に関する広報啓発活動

被害者の現状と支援の必要性を社会に広く伝えるため、広報啓発活動を実施しています。



秘密
厳守

無料

相談電話番号 043-225-5450
性犯罪・性暴力被害の相談電話番号 043-222-9977
詳しくはホームページ「千葉CVS」をご覧ください。

